

(様式第 2)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

行政経営部 施設活用課

許認可等の内容	行政財産の使用	行 No. 5
---------	---------	---------

根拠法令及び条項		鹿沼市財務規則第 1 2 4 条第 1 項
審査基準	関係条項	地方自治法第 2 3 8 条の 4 第 7 項
	基準 (未設定の場合はその理由)	1 市長は、行政財産を地方自治法第 2 3 8 条の 4 第 7 項の規定に基づき、その用途又は目的を妨げない限度において、次に掲げる場合に限り、その使用を許可することができる。 (1) 当該行政財産を利用する者のために食堂、売店その他の厚生施設を設置するとき。 (2) 学術調査、研究、体育活動、行政施策の普及、宣伝その他公益目的のために講演会、研究会等の用に短期間供するとき。 (3) 電気又はガスの供給事業その他の公益事業に供するとき。 (4) 国又は他の公共団体において、公用若しくは公共用に供するとき。 (5) 災害その他緊急やむを得ない事態の発生により応急施設として短期間その用に供するとき。 (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めるとき。
	参考事項	
	設定等年月日	平成 2 1 年 3 月 1 日設定 平成 年 月 日変更 () 平成 年 月 日変更 ()
	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	総日数 7 日 (休日は含まない。) ただし、更新の場合にあっては、3 0 日 (休日は含まない。)
標準処理期間	設定等年月日	平成 2 1 年 3 月 1 日設定 平成 年 月 日変更 () 平成 年 月 日変更 ()

(注) は、主な変更事項を一つ記入すること。

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

行政経営部 施設活用課

許認可等の内容	普通財産の貸付け	行 No. 6
---------	----------	---------

根拠法令及び条項		鹿沼市財務規則第 1 2 6 条			
審査基準	関係条項	地方自治法第 2 3 8 条の 5 第 1 項			
	基準 (未設定の場合はその理由)	未設定 () (事案ごとの裁量が大きく、基準の設定が困難であるため。)			
	参考事項				
	設定等年月日	平成	年	月	日設定 平成 年 月 日変更 () 平成 年 月 日変更 ()
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	総日数 日 (休日は含まない。) 未設定 () (事案関係の認定に難易差が大きく、期間設定が困難なため。)			
	設定等年月日	平成	年	月	日設定 平成 年 月 日変更 () 平成 年 月 日変更 ()

(注) は、主な変更事項を一つ記入すること。

行政経営部 施設活用課

(注) は、主な変更事項を一つ記入すること。

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

許認可等の内容	市庁舎等での行為の許可	行 No. 8
---------	-------------	---------

(注) は、主な変更事項を一つ記入すること。

(様式第2)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

行政経営部 施設活用課

許認可等の内容	市営駐車場の使用料の減免	行 No. 1 1
---------	--------------	-----------

根拠法令及び条項		鹿沼市営駐車場条例第12条
審査基準	関係条項	道路交通法第39条第1項
	基準 (未設定の場合はその理由)	1 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料を減免することができる。 (1) 市営駐車場と同一の、又は隣接する敷地内にある公共施設であって市長が定めるものを、その本来の用途に沿って利用をするために駐車するとき。 (2) 道路交通法(昭和35年法律第105号)第39条第1項に規定する緊急自動車を駐車するとき。 (3) 国又は地方公共団体の職員が緊急を要する業務を行うため使用する自動車を駐車するとき。 (4) 市営駐車場において不測の事故が発生し、駐車中の自動車を緊急に出車させなければならない事態が生じたとき。 (5) 前各号に定めるもののほか、市長が特別の理由があると認めるとき。
	参考事項	
	設定等年月日	平成 9 年 1 0 月 1 日設定 平成 年 月 日変更() 平成 年 月 日変更()
	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	総日数 日(休日は含まない。) 未設定()(現在月額駐車場は休止中であり、申請対象となる行政客体が存在せず、期間設定が不要であるため。)
標準処理期間	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日変更() 平成 年 月 日変更()

(注) は、主な変更事項を一つ記入すること。

(様式第2)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

行政経営部 施設活用課

許認可等の内容	市営駐車場の利用の許可	行 No. 1 2
---------	-------------	-----------

根拠法令及び条項		鹿沼市営駐車場条例第13条	
審査基準	関係条項	鹿沼市営駐車場条例第3条、第16条及び第17条 鹿沼市営駐車場条例施行規則第3条	
	基準 (未設定の場合はその理由)	1 駐車できる自動車の範囲 市営駐車場を使用できる自動車の種類は、道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号)第2条に規定する普通自動車とする。ただし、市長が公益上必要と認めるときは、この限りでない。 2 「市長が公益上必要と認めるとき」とは 次の各号のいずれかに掲げる場合は、条例第3条ただし書の規定により普通自動車以外の自動車を駐車できるものとする。 (1) 道路交通法第39条第1項に規定する緊急自動車を駐車するとき。 (2) 国又は地方公共団体の職員が緊急を要する業務を行うため使用する自動車を駐車するとき。 (3) 前2号に定める場合のほか、市長がやむを得ないと認める特別な事由があるとき。 3 利用者の資格 本市に住所を有し、自動車を所有する者でなければならない。 4 使用区画の制限 申込人1人に対し、1区画とする。	
	参考事項		
	設定等年月日	平成 9年10月 1日設定 平成 年 月 日変更() 平成 年 月 日変更()	
	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	総日数 日(休日は含まない。) 未設定()(現在月額駐車場は休止中であり、申請対象となる行政客体が存在せず、期間設定が不要であるため。)	
標準処理期間	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日変更() 平成 年 月 日変更()	

(注) は、主な変更事項を一つ記入すること。

(様式第 2)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

行政経営部 行政経営課

許認可等の内容	公募による指定管理者の指定	行 No. 2 0
---------	---------------	-----------

根拠法令及び条項		鹿沼市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例第 5 条
審査基準	関係条項	鹿沼市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則第 2 条第 2 項
	基準 (未設定の場合 はその理由)	【鹿沼市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例】 第 5 条 市長は、前条の規定による申請があったときは、次の各号のいずれにも該当するもののうちから指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定しなければならない。 (1) 事業計画書による公の施設の運営が住民の平等利用を確保することができるものであること。 (2) 事業計画書の内容が当該事業計画書に係る公の施設の効用を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。 (3) 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであること。 【同条例施行規則】 第 2 条第 2 項 条例第 4 条第 1 号に規定する事業計画書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 (1) 申請団体の経営方針、申請の理由等の申請団体の理念 (2) 類似施設の管理の実績及びその経営状況 (3) 指定管理者としての経営方針 (4) 施設の職員の管理体制 (5) 施設運営の計画及び経費の削減又はサービス向上の方策 (6) 緊急時の対応 ア 事故発生時の対応 イ 地震、火事その他災害等の緊急体制及びその対応 (7) 個人情報保護対策 (8) 利用者からの要望及び苦情についての対応 (9) 施設の利用促進等の方策 (10) 前各号に規定する事項を踏まえた本施設の管理体制 (11) その他特記すべき事項
	参考事項	指定管理者制度導入に関する指針
	設定等年月日	平成 2 1 年 3 月 1 日設定 平成 年 月 日変更 () 平成 年 月 日変更 ()
	標準処理期間 (未設定の場合 はその理由)	指定管理者の候補者を選定するまでの総日数 6 0 日 (休日は含まない。) 指定管理者の指定は市議会の議決を経なければならないため、直近の市議会定例会の日程による。
標準 処理 期間	設定等年月日	平成 2 1 年 3 月 1 日設定 平成 年 月 日変更 () 平成 年 月 日変更 ()

(注) は、主な変更事項を一つ記入すること。

(様式第 3)

不利益処分に関する処分基準 個票

行政経営部 行政経営課

不利益処分の内容	指定管理者の指定の取消し等	行 No. 2 3
----------	---------------	-----------

根拠法令及び条項		鹿沼市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例第 1 0 条第 1 項
処分基準	関係条項	鹿沼市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例第 9 条
	基準 (未設定の場合 はその理由)	1 市長は、指定管理者が前条 (2 参照) の指示に従わないとき、その他の指定管理者の責めに帰すべき事由により当該指定管理者による管理を行い、又はその継続をすることができないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。 2 第 9 条の規定 市長は、公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対し、その管理の業務及び経理の状況に関し定期に、又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。
	参考事項	指定管理者制度導入に関する指針
	設定等年月日	平成 2 1 年 3 月 1 日設定 平成 年 月 日変更 () 平成 年 月 日変更 ()

(注) は、主な変更事項を一つ記入すること。

(様式第 2)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

行政経営部 人事課

許認可等の内容	主要公務員の解職請求代表者証明書の交付	行 No. 2 4
---------	---------------------	-----------

根拠法令及び条項		地方自治法施行令第 1 2 1 条
審査基準	関係条項	
	基準 (未設定の場合 はその理由)	1 副市長、選挙管理委員、監査委員の解職請求における解職請求代表者 証明書の交付の基準 選挙管理委員会による請求代表者が選挙人名簿に登録されていること を確認する。
	参考事項	
	設定等年月日	平成 1 5 年 1 1 月 1 日設定 平成 年 月 日変更 () 平成 年 月 日変更 ()
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合 はその理由)	総日数 7 日 (休日は含まない。)
	設定等年月日	平成 1 5 年 1 1 月 1 日設定 平成 年 月 日変更 () 平成 年 月 日変更 ()

(注) は、主な変更事項を一つ記入すること。

(様式第 2)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

行政経営部 人事課

許認可等の内容	教育委員会の委員の解職請求代表者証明書の交付	行 No. 2 5
---------	------------------------	-----------

根拠法令及び条項		地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令第 3 条第 1 項
審査基準	関係条項	地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令第 3 条第 1 項において準用する地方自治法施行令第 9 1 条
	基準 (未設定の場合はその理由)	1 教育委員会の委員の解職請求における解職請求代表者証明書の交付の基準 選挙管理委員会による請求代表者が選挙人名簿に登録されていることを確認する。
	参考事項	
	設定等年月日	平成 1 1 年 1 月 1 日設定 平成 年 月 日変更 () 平成 年 月 日変更 ()
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	総日数 7 日 (休日は含まない。)
	設定等年月日	平成 1 1 年 1 月 1 日設定 平成 年 月 日変更 () 平成 年 月 日変更 ()

(注) は、主な変更事項を一つ記入すること。

(様式第2)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

行政経営部 行政経営課

許認可等の内容	情報公開請求に対する決定	行 No.26
---------	--------------	---------

根拠法令及び条項		鹿沼市情報公開条例第10条第1項	
審査基準	関係条項	鹿沼市情報公開条例第5条、第6条及び第8条	
	基準 (未設定の場合はその理由)	1 次のいずれかに該当する者から情報公開の請求があった場合は、公開しないことができる情報を除き、請求された情報を公開する。 (1) 市内に住所を有する者 (2) 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体 (3) 市内に存する事務所又は事業所に通勤する者 (4) 市内に存する学校に在学する者 (5) 市税の納税義務者 (6) 前各号に掲げる者のほか、実施機関が行う事務事業に利害関係を有する者 2 実施機関が行う事務事業に利害関係を有する者 実施機関が行う事務事業に利害関係を有する者とは、実施機関が行う事務事業により、過去、現在又は将来を問わず自己の権利、利益等に直接影響を受け、又は影響を受けるおそれのある個人及び法人その他の団体をいう。具体的には、次のとおり。 (1) 市が行う行政処分により自己の権利、利益等に直接影響を受け、又は受けるおそれがある者であって、当該行政処分に關する情報の公開を請求するもの (2) 市に隣接する地域に居住する他市町の住民で、市の環境行政により生活に影響を受けるなど、市の環境行政に直接的に利害関係を有し、又はそのことが確実に予測できる者であって、当該居住地域に関連する環境行政に関する情報を請求するもの (3) 市内に存在する保育所、幼稚園、小学校又は中学校に在学する者の父母(父母が養育していない場合は、その養育している者)であって、市の教育行政又は保育行政に係る情報の公開を請求する者 (裏面1へ)	
	参考事項	情報公開ハンドブック(改訂版)、情報公開制度のあらまし	
	設定等年月日	平成 9年10月 1日設定 平成21年 3月 1日変更(法、県条例に準じた改正) 平成25年 3月 1日変更(文言の調整等)	
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	総日数 14日(休日は含まない。)	
	設定等年月日	平成 9年10月 1日設定 平成 年 月 日変更() 平成 年 月 日変更()	

(注) は、主な変更事項を一つ記入すること。

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

行政経営部 行政経営課

許認可等の内容	情報公開請求に対する決定	行 No.26
---------	--------------	---------

(裏面1)

審査基準	基準 (未設定の場合はその理由)	(4) 学術的な調査研究に従事している個人又は法人であって、学術的な調査研究に必要な資料の公開を請求する者 3 公開しないことができる情報 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する情報については、その公開をしないことができる。 (1) 個人に関する情報 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関するものを除く。)であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの。ただし、次に掲げる情報を除く。 ア 法令若しくは他の条例(以下「法令等」という。)の規定により又は慣行として公開され、又は公開することが予定されている情報 イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報 ウ 法人その他の団体(国、地方公共団体等を除く。以下「法人等」という。)に関する情報に含まれる法人等の役員の肩書及び氏名 エ 法人その他の団体(国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。)に関する情報に含まれる法人等の役員の肩書及び氏名 オ 当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職、氏名及び当該職務遂行の内容に係る部分 (2) 法人等に関する情報 法人等に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより、当該法人等又は当該個人に明らかに不利益を与えると認められるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。 ア 人の生命、身体又は健康を法人等又は個人の事業活動によって生ずるおそれがある危害から保護するために公開することが必要と認められる情報 イ 法人等又は個人の違法若しくは不当な事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある支障から人の財産又は生活を保護するために公開することが必要であると認められる情報 ウ ア又はイに掲げる情報に準ずる情報であって、公開することが公益上必要と認められるもの (3) 国等との協力関係を害するおそれのある情報 国又は他の公共団体(以下「国等」という。)の機関からの協議、依頼等により作成し、又は取得した情報であって、公開することにより、国等との協力関係又は信頼関係を著しく害するおそれがあると認められるもの (4) 審議、検討、調査、研究等に関する情報 市の機関内部若しくは機関相互間又は市の機関と国等の機関との間における審議、検討、調査等(以下「審議等」という。)に関する情報であって、公開することにより、当該審議等又は同種の審議等に著しい支障が生ずるおそれがあると認められるもの
------	---------------------	---

(裏面2へ)

(様式第 2)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

行政経営部 行政経営課

許認可等の内容	情報公開請求に対する決定	行 No.26
---------	--------------	---------

(裏面 2)

審査基準	基準 (未設定の場合 はその理由)	(5) 検査、試験、交渉、争訟その他の事務に関する情報 市の機関又は国等の機関が行う検査、試験、交渉、争訟その他の事務事業若しくは同種の事務事業の実施の目的が失われ、又はこれらの事務事業の公正若しくは適切な執行を著しく困難にすると認められる情報 (6) 公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれのある情報 公開することにより、人の生命、身体又は財産の保護、犯罪の予防その他の公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれのある情報 (7) 法令秘に関する情報 法令等の定めるところにより、公開することができないとされている情報 4 存否応答拒否処分 公開の請求に対し、当該公開の請求に係る情報が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、実施機関は、当該情報の存否を明らかにしないで、当該公開の請求を拒否することができる。
------	---------------------------	--

(様式第2)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

行政経営部 行政経営課

許認可等の内容	開示請求に対する決定	行 No.27
---------	------------	---------

根拠法令及び条項		鹿沼市個人情報保護条例第20条第1項
審査基準	関係条項	鹿沼市個人情報保護条例第15条第1項及び第2項並びに第16条
	基準 (未設定の場合はその理由)	1 開示請求できる者 市民(市内に住所を有する者又は市内に住所を有しないが、実施機関に個人情報を収集されている者をいう。)は、実施機関に対し、当該実施機関が現に保有している自己に関する個人情報の開示を請求すること(以下「開示請求」という。)ができる。ただし、未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって開示請求をすることができる。 2 開示しないことができる情報 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る個人情報に次の各号に掲げる情報(以下「非開示情報」という。)のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求をした者(以下「開示請求者」という。)に対し、当該個人情報を開示しなければならない。 (1) 開示請求者以外の個人に関する情報 開示請求者以外の個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関するものを除く。)であって、開示請求者以外の特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。 ア 法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報 イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報 ウ 法人その他の団体(以下「法人等」という。)に関する情報に含まれる当該団体の役員の肩書及び氏名 (裏面1へ)
	参考事項	個人情報保護ハンドブック、個人情報保護制度のあらまし
	設定等年月日	平成11年 1月 1日設定 平成21年 3月 1日変更(存否応答拒否処分条項の追加) 平成22年 2月 1日変更(非開示情報の見直し)
	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	総日数 14日(休日は含まない。)
標準処理期間	設定等年月日	平成11年 1月 1日設定 平成 年 月 日変更() 平成 年 月 日変更()

(注) は、主な変更事項を一つ記入すること。

(様式第2)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

行政経営部 行政経営課

許認可等の内容	開示請求に対する決定	行 No.27
---------	------------	---------

(裏面1)

審査基準	基準 (未設定の場合はその理由)	エ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第2項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職、氏名及び当該職務遂行の内容に係る部分 (2) 個人の評価等に関する情報 個人の評価、診断、判定、指導、相談、推薦、選考等に関する情報であって、本人に開示することにより、当該評価、診断、判定、指導、相談、推薦、選考等に著しい支障が生ずるおそれがあると認められるもの (3) 法人等に関する情報 法人等に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、開示することにより、当該法人等又は当該個人に明らかに不利益を与えると認められるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。 ア 人の生命、身体又は健康を法人等又は個人の事業活動によって生ずるおそれがある危害から保護するために開示することが必要と認められる情報 イ 法人等又は個人の違法若しくは不当な事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある支障から人の財産又は生活を保護するために開示することが必要であると認められる情報 ウ ア又はイに掲げる情報に準ずる情報であって、開示することが公益上必要と認められるもの (4) 国等との協力関係を害するおそれのある情報 国又は他の地方公共団体、独立行政法人等、地方独立行政法人その他の公共団体(以下「国等」という。)の機関からの協議、依頼等により作成し、又は取得した情報であって、開示することにより、国等との協力関係又は信頼関係を著しく害するおそれがあると認められるもの (5) 審議、検討、調査、研究等に関する情報 市の機関内部若しくは機関相互間又は市の機関と国等の機関との間における審議、検討、調査等(以下「審議等」という。)に関する情報であって、開示することにより、当該審議等又は同種の審議等に著しい支障が生ずるおそれがあると認められるもの (6) 検査、試験、交渉、争訟その他の事務に関する情報 市の機関又は国等の機関が行う検査、試験、交渉、争訟その他の事務事業若しくは同種の事務事業に関する情報であって、開示することにより、当該事務事業若しくは同種の事務事業の実施の目的が失われ、又はこれらの事務事業の公正若しくは適切な執行を著しく困難にすると認められる情報 (裏面2へ)
------	---------------------	--

(様式第 2)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

行政経営部 行政経営課

許認可等の内容	開示請求に対する決定	行 No.27
---------	------------	---------

(裏面 2)

審査基準	基準 (未設定の場合はその理由)	(7) 公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれのある情報 開示することにより、人の生命、身体又は財産の保護、犯罪の予防その他の公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれのある情報 (8) 法令秘に関する情報 法令等の定めるところにより、開示することができないとされている情報 (9) 前各号に定めるもののほか、審査会の意見を聴いて開示しないことが適当であると認めるもの 3 存否応答拒否処分 開示請求に対し、当該開示請求に係る個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。
------	-----------------------	---